

◎新潟県告示第8号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2 - ([2 - (4 - エチル - 2, 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ) メチル) フェノール（通称名：25E-NBOH、2C-E-NBOH）及びその塩類
- (2) 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール（通称名：3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP）及びその塩類
- (3) キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1H - インダゾール - 3 - カルボキシラート（通称名：NPB-2）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成30年12月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。